

○大阪電気通信大学情報倫理規則

平成21年2月24日

制定

最近改正 令和元年5月28日

(目的)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)における電子情報管理システム及びそこに蓄積された諸情報(以下「情報資産」という。)の利用に関する倫理基準を定めることにより、法令又は社会通念上問題となる行為を防止するとともに、情報の適正かつ円滑な利用を促進し、もって本学の教育研究の充実及びこれらに関する業務を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「情報倫理」とは、本学情報資産の利用のみならず、インターネットを含む学外情報資産の利用行動規範をいう。

(指針)

第3条 本学は、この規則の運用にあたり、教育・研究機関としての使命及び目的に沿って、教育研究の自由を尊重することを基本とし、通信の秘密を守り、個人情報及びプライバシーの権利を保護しなければならない。

(適用範囲等)

第4条 この規則の適用対象は、本学情報資産を利用するすべての者(以下「利用者」という。)に及ぶものとする。

2 この規則は、情報資産の利用が本学の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

(利用者の行動指針及び義務)

第5条 利用者は、情報資産の利用者としての責任を認識し、第1条に規定する目的にそって利用しなければならない。

2 利用者は、情報資産を利用する他の利用者の権利及び利益を尊重しなければならない。

3 利用者は、情報資産の利用にあたって、本学の定める情報倫理講習を受講しなければならない。

4 利用者は、情報資産の利用に際し、利用者自身の行為によって生じた結果及び他に及ぼした影響については、利用者自身が責任を負う。

5 利用者は、次条第1項に規定する禁止行為、その他何らかのトラブルを発見した場合は、その発生原因が利用者にあると否とを問わず、メディアコミュニケーションセンター長

(以下「センター長」という。)に報告しなければならない。

(禁止行為)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる行為、又はその恐れのある行為をしてはならない。

- (1) 情報資産の安全性を脅かす行為
- (2) 情報資産利用上の遵守事項に違反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 他人の人権を侵害する行為
- (5) 著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- (6) その他法令に違反する行為

2 センター長は、前項に定める禁止行為が行われていると認めた場合は、直ちに当該通信遮断等の緊急措置を講じることができる。

(調査報告)

第7条 センター長は、第5条第5項の報告を受けたとき、直ちに当該事象について調査し、遅滞なく情報倫理委員会に報告しなければならない。

2 センター長は、前条第2項の措置を講じたとき、直ちに情報倫理委員会に報告しなければならない。

(情報倫理委員会)

第8条 本学に情報倫理委員会を置く。

2 情報倫理委員会は次の委員をもって構成し、学長が委員長となる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 共通教育機構長
- (5) 学務部長
- (6) 大学事務局長
- (7) センター長
- (8) 副センター長

3 情報倫理委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する者の他に委員を加えることができる。

(情報倫理委員会の業務)

第9条 情報倫理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学における情報倫理確立のために必要な啓発活動
  - (2) 情報倫理講習に関すること
  - (3) 第6条第2項に基づく緊急措置に関する確認及び禁止行為の調査に関すること
  - (4) 前号調査の結果に基づく措置の決定
  - (5) 学内外からの情報倫理に関する苦情又は大学が学外から被った被害への賠償要求等  
に關すること
  - (6) その他委員長が必要と認めたこと
- 2 委員は、委員会で知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(調査委員会)

第10条 情報倫理委員会は前条第1項第3号の調査を行うため、及び第7条第1項に基づく調査が必要な場合、当該行為に対する調査委員会を組織することができる。

- 2 調査委員会の委員は、情報倫理委員会の議を経て、センター長が委嘱する。
- 3 調査委員会は、可及的速やかに当該事象に関する調査を行い、結果を情報倫理委員会に報告しなければならない。

(禁止行為等に対する処分)

第11条 第6条第1項各号に該当する禁止行為等をした者に対する処分は、以下の通りとする。

- (1) 警告・嚴重注意
- (2) 講習受講等の教育的措置
- (3) 禁止行為等に使用された設備のネットワークへの接続停止
- (4) 禁止行為等に使用され、又は禁止行為等の結果として生じたファイル、データ、プログラム等の削除又はそれらへのアクセス制限
- (5) 利用資格の取消、停止(1年を超えないものとする。)又は変更
- (6) その他相当と認められる処分

(不服の申立て)

第12条 前条の処分を受けた者は、措置の日から7日以内にセンター長に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てがあった場合は、センター長は不服申立て者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 情報倫理委員会は不服申立てについて審議し、その結果を遅滞なく申立て者に通知しな

ければならない。

(本規則の事務)

第13条 この規則に関する事務は、メディアコミュニケーションセンター情報サービス課で行う。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成21年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。